

宮城県国民保護計画の詳細

第 1 編 総 論

第 1 章 県の責務、県国民保護計画の主旨、構成等 (本文 1 ページ)

県は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、基本指針及び県国民保護計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、県の区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

県は、その責務にかんがみ、国民保護法第 3 4 条の規定に基づき県国民保護計画を作成する。

県国民保護計画は、今後、国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

県国民保護計画の変更にあたっては、国民保護法第 3 7 条第 3 項に基づき、県国民保護協議会に諮問の上、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た後、県議会に報告し、公表する。

第 2 章 国民保護措置に関する基本方針 (本文 3 ページ)

(1) 基本的人権の尊重

県は、国民保護措置の実施にあたっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重しなければならないが、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行うものとし、いやしくも国民を差別的に取り扱い、並びに思想及び良心の自由並びに表現の自由を侵すものであってはならない。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

県は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

県は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

県は、国、市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

県は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、自発的な意思により、必要な協力をするように努めるものとする。

なお、協力の要請にあたっては、強制にわたることがあってはならない。

また、県は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮

県は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

また、県は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、

指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(7) 高齢者、障害者、外国人等への配慮及び国際人道法の的確な実施

県は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者、外国人その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、県は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

県は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

第3章 県・市町村等関係機関の事務又は業務の大綱 (本文5ページ)

国民保護措置の実施に当たり、関係機関と円滑に連携するため、関係機関の事務又は業務の大綱等について定める。

第4章 宮城県の地理的、社会的特徴 (本文9ページ)

国民保護措置を適切に実施するために考慮しておくべき県の地理的、社会的特徴について記載した。

- ・政令指定都市仙台市の存在
- ・原子力発電所の存在
- 等

第5章 県国民保護計画が対象とする事態 (本文15ページ)

武力攻撃事態として、次の4類型を対象とする。

- | | | | |
|---------|-----------------|------------|--------|
| 1 着上陸侵攻 | 2 ゲリラや特殊部隊による攻撃 | 3 弾道ミサイル攻撃 | 4 航空攻撃 |
|---------|-----------------|------------|--------|

緊急処理事態として、次の4事態例を対象とする。

- | |
|------------------------------------|
| 1 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態 |
| 2 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態 |
| 3 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態 |
| 4 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態 |

第2編 平素からの準備

第1章 組織・体制の整備 (本文21ページ)

武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応するため、24時間即応可能な体制整備を確保する。

武力攻撃事態等の認定前後の推移に応じた職員参集基準、連絡手段の確保等を定めておく。

武力攻撃事態等が発生した場合の損失補償、不服申立て、訴訟その他国民の権利救済に関わる手続きを処理・対応するための体制整備の確保に努める。

第2章 関係機関との連携体制の整備 (本文23ページ)

国民保護措置が円滑に実施できるよう国、他の都道府県、市町村、指定公共機関、指定地方

公共機関その他関係団体と必要な連携を図る。

広域にわたる避難や救援を行う場合の避難経路等に関し、近接県との間で緊密な情報共有を図るため、連絡会議の開催や広域連携要領の作成等の体制整備に努める。

自主防災組織、ボランティア団体等に対する支援を行う。

第3章 通信体制の整備 (本文26ページ)

国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備等の対策の推進を図る。また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時に確保している通信手段を活用する。

第4章 情報収集・提供等の体制整備 (本文28ページ)

国民保護措置に関する情報提供、警報の通知、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うための体制整備を行う。

第5章 避難・救援体制の整備 (本文31ページ)

迅速な避難及び救援の措置に必要な基礎的資料の準備を行う。

市町村が作成する避難実施要領のパターン作成に当たっては必要な助言を行う。

運送事業者の輸送力の把握等を行うとともに、国と連携し、運送事業者である指定公共機関等と協議し、避難住民等の運送を実施する体制の整備に努める。

市町村と連携して避難施設の指定を行う。また、大都市特例により、仙台市が指定する避難施設について、指定に関する考え方や手続きに関して整合性が図れるよう連携を図る。

第6章 生活関連等施設の把握等 (本文36ページ)

生活関連等施設を把握し、施設管理者に安全確保の留意点の周知をするとともに、関係機関の連絡網を整備する。

県が管理する公共施設等について、必要に応じて生活関連等施設の対応を参考にして警戒等の措置を実施する。

第7章 物資及び資材の備蓄、整備等 (本文38ページ)

国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄で相互に兼ねることができるものについては、防災に関連して定められている備蓄基準等を踏まえ、備蓄や関係機関・団体との供給体制等の整備を図る。

国民保護措置の実施も念頭に置きながら、管理する施設・設備について整備・点検する。

第8章 国民保護に関する研究・訓練・啓発の実施 (本文40ページ)

職員の研修の機会を確保する。研修に当たっては、外部の人材について積極的に活用する。

市町村、国、隣接県等関係機関と共同するなどして、訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。訓練の実施に当たっては、国民保護に係る訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。

住民に対し、国民保護措置の重要性について啓発を継続的に実施する。また、武力攻撃事態等において、住民がとるべき対処についても周知に努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置 (本文43ページ)

県国民保護対策本部が設置される前の段階においても的確かつ迅速に対処するため、「危機管理整備に関する要綱」に基づき危機管理対策本部を速やかに設置し、情報を収集・分析し、被害の最小化を図る。

第2章 県国民保護対策本部の設置 (本文45ページ)

国から県国民保護対策本部の設置の指定を受けた場合には、直ちに県対策本部を設置し、県の区域における国民保護措置を総合的に推進する。

避難住民数が多い地域等、県国民保護対策本部の事務の一部を行う必要がある場合には、県国民保護対策本部現地対策本部を設置する。

第3章 関係機関相互の連携 (本文49ページ)

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、関係機関と相互に連携するとともに、自主防災組織、ボランティア活動に対して支援を行う。また、必要があると認められる場合、住民に対して必要な援助について協力を要請する。

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の通知及び伝達 (本文54ページ)

国の対策本部長が発令した警報が通知された場合には、直ちに、その内容を市町村長等に通知するとともに、大規模集客施設等の管理者に伝達する。また、放送事業者である指定地方公共機関に対し、迅速に警報の内容を通知する。

放送事業者である指定地方公共機関は、警報の通知を受けたときは、警報の内容を速やかに放送する。

市町村長は、警報の通知を受けたときは、サイレン等により速やかに住民に伝達するものとする。

緊急の必要があると認めるときは、速やかに緊急通報を発令する。

第2 避難の指示等 (本文57ページ)

国の対策本部長による避難措置の指示又は通知を受けた場合には、直ちに、その内容を市町村長、放送事業者である指定地方公共機関等に通知する。

避難措置の指示を受けたときは、要避難地域を管轄する市町村長を経由して、当該地域の住民に対し直ちに避難を指示する。

避難の指示の通知を受けた放送事業者である指定地方公共機関は、避難の指示の内容について速やかに放送する。

知事は、市町村の避難誘導の支援等を行うほか、運送事業者である指定公共機関等に対して、避難住民の運送を求める。

市町村長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、関係機関の意見を聴きつつ、的確かつ迅速に避難実施要領を策定する。

第5章 救援 (本文65ページ)

国の対策本部長による救援の指示を受けたときは、救援を必要としている避難住民等に対し、関係機関の協力を得て、収容施設の供与、食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与、医療の提供等の措置を行う。

仙台市(指定市)が県と同様な立場で救援を行うことにかんがみ、仙台市と事前に活動内容を調整し、緊密に連携して救援を行う。

第6章 安否情報の収集・提供 (本文71ページ)

県が開設した避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している県が管理する医療機関等からの情報収集、県警察への照会等により安否情報の収集を行う。

市町村からの報告を受けた安否情報及び自ら収集した安否情報について、重複を排除し、情報の正確性を確保するよう努める。

安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底する。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 生活関連等施設の安全確保等 (本文74ページ)

国の対策本部長から武力攻撃災害への対処について、国全体の方針に基づき所要の指示があったときは、当該指示の内容に沿って必要な措置を講ずるほか、自らの判断により、武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

武力攻撃により多数の死者が発生した場合やNBC攻撃による災害発生等、当該武力攻撃災害を防除・軽減することが困難な場合には、国において必要な措置を講ずるよう要請する。

武力攻撃災害の発生又は拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、生活関連等施設の管理者に対し、安全確保に必要な措置を講じるよう要請する。

緊急に必要ながあると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、使用停止、製造禁止等の措置を講ずるべきことを命じる。

第2 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等 (本文80ページ)

武力攻撃原子力災害への対処については、原則として、地域防災計画(原子力災害対策編)等に定められた措置に準じた措置を講ずるものとし、また、NBC攻撃による災害への対処については、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本とし、それに加えて、現場における初動的な応急措置を講ずる。

第3 応急措置等 (本文85ページ)

緊急の必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示、警戒区域の設定等の応急措置等を実施する。

第8章 被災情報の収集及び報告 (本文89ページ)

電話、防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害の被災情報について収集するとともに、市町村及び指定地方公共機関から被災情報の報告を受け、国へ報告する。

第9章 保健衛生などの措置 (本文90ページ)

避難所等の保健衛生などの確保、廃棄物処理対策、文化財保護の措置を迅速かつ的確に行う。

第10章 国民生活の安定に関する措置 (本文93ページ)

生活関連物資等の価格の安定、生活基盤等の確保により、国民生活の安定を図る。

第11章 交通規制 (本文96ページ)

県警察は、住民の避難、緊急物資の運送等が的確かつ迅速に実施されるよう交通規制等を実施する。

第12章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理 (本文98ページ)

赤十字標章等及び特殊標章等の適切な交付及び管理を行う。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧 (本文100ページ)

武力攻撃災害等により被災したライフライン施設や輸送路の応急の復旧のため必要な措置を講じる。

第2章 武力攻撃災害の復旧 (本文102ページ)

武力攻撃災害の本格的な復旧に当たっては、国が示す方針に従って実施する。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等 (本文103ページ)

国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁に関する手続等について必要な事項を定める。

第5編 緊急処理事態への対処

(本文105ページ)

緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等における対処と類似の事態が想定されるため、緊急処理事態対策本部の設置や緊急処理事態保護措置の実施などの緊急処理事態の対処については、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。